Monthly Topics

11月25日～12月１日は犯罪被害者週間です

問危機管理課　TEL924－3817　FAX924－3968

犯罪の被害を受けた人は、犯罪によって傷つけられるだけではなく、事件が解決した後もさまざまな問題を抱えることになります。犯罪に遭った人が１日も早く平穏な生活を取り戻すことができるように、この機会に犯罪被害について、家族や地域など皆さんで考えてみませんか。

犯罪に遭われた人を支援します

犯罪被害などで、悩んだり困ったりされた人は、一人で悩まず、ご相談ください。

犯罪被害者支援のための総合的対応窓口

●危機管理課（市役所本館６階）　TEL924－3817
（平日８時45分～17時15分［年末年始を除く］）
※女性職員の対応を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

■支援の例（いずれも犯罪被害によるもの）

・人権相談
・法律相談
・こころの健康相談
・生活困窮相談、生活福祉の相談
・失職などをした場合による就労支援の相談
・いじめやひきこもりの相談、児童・生徒の悩み相談
・住宅確保の相談
・転居の相談　など

■見舞金制度があります

令和６年４月１日以降の犯罪行為により傷害を負った人または亡くなられた人の遺族に対し、経済的な負担軽減を図るため、見舞金を支給します（犯罪行為が行われた時点で本市に住民登録があること）。
※支給には一定の要件があります。詳細はお問合せください。

名　称	対　象	見舞金の額
遺族見舞金	人の生命または身体を害する行為に係る犯罪などにより、市民が死亡した場合（受取可能な人は、原則死亡者の配偶者または子、父、母、孫および兄弟姉妹）	300,000円
重傷病見舞金	人の生命または身体を害する行為に係る犯罪などにより、市民が医師の診断により１カ月以上の療養、かつ３日以上の入院を要する傷害または疾病を負った場合など	100,000円
不同意性交等被害見舞金	市民が不同意性交の被害に遭った場合	100,000円

ご存じですか？ アドボカシーセンター

問大阪被害者支援アドボカシーセンター　TEL06－6771－7600

認定NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンターでは、事件・事故の被害に遭われた人へ相談や付き添いなどの支援をしています。全て無料で秘密は厳守します。

相談先

❶相談電話　TEL06－6774－6365
（平日10時～16時［年末年始を除く］）
❷全国共通ナビダイヤル　TEL0570－783－554
（７時30分～22時［年末年始を除く］）

ご支援をお願いします アドボカシーセンターへの支援方法

❶ホンデリング～本で広がる支援の輪～
不要になった書籍やCD、ゲームソフトなどを寄贈いただき、その売却代金が自動的に寄付となります。

❷金券 de 支援
寄贈いただいた各種金券の売却代金が寄付となります。

※支援方法の詳細はセンターホームページをご覧ください。